

## 「支え手」と「受け手」の関係をこえて

埼玉県立大学保健医療福祉学部  
社会福祉子ども学科 講師

小川 孔美

今年2月7日、介護保険法改正案が閣議決定され、国会へ法案提出されました。その法案名は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」です。「なんだか難しそうだし、元氣な私には介護な

今年2月7日、介護保険法改正案が閣議決定され、国会へ法案提出されました。その法案名は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」です。「なんだか難しそうだし、元氣な私には介護な

性の確保」です。その根幹を流れる理念は、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることにあります」。

介護保険財政を支える現役世代の人口が減少することを見据え、持続可能な介護保険制度を構築するため、負担能力のある高齢者について利用

者負担を3割負担にすると、また、現役世代についても、各医療保険者が納付する介護納付金について、「加入者数に応じた負担」から「報酬額に比例した負担」へ移行し、負担能力に応じた負担が求められることになりました。